

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年12月18日 03時50分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市飛島南東岸 鳴門飛島灯台から真方位215°55m付近 (概位 北緯34°13.9′ 東経134°38.9′)
事故の概要	漁船第8隆幸丸は、北進中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年12月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第8隆幸丸、16.25トン KO2-5463（漁船登録番号）、個人所有 第282-16058号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 甲板員A、一級小型（5トン限定）・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷船底部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南流約5ノット（kn）
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか2人が乗り組み、漁の餌を買い付ける目的で、兵庫県姫路市家島に向けて高知県中土佐町久礼港を出港した。</p> <p>本船は、鳴門海峡の飛島南東方沖を北進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが、右舷船首方約0.4海里に反航船を認めて左舵を取ったところ、約5knの潮流に圧流され、飛島南東岸の岩礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が118番通報を行った後、自然離礁し、徳島県徳島小松島港に向かった。</p> <p>甲板員Aは、潮流が予想していたよりも速かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、甲板員Aが反航船を避けようと左舵を取ったところ、約5knの潮流に圧流されたことから、飛島南東岸の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、甲板員Aが反航船を避けようと左舵を取ったところ、本船が、約5knの潮流に圧流されたため、飛島南東岸の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流の状況を把握し、潮流の影響を考慮した操船を行うこと。